

リニエハイムおおた運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社リニエ Arts が運営する指定混合型特定施設入居者生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要支援・要介護状態で自立した生活が困難になった利用者に対して、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるよう支援する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する混合型特定施設入居者生活介護は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業者の名称)

第4条 本事業所の名称はリニエハイムおおたとする。

(職員の員数及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う

二、計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる

三、介護職員 8名 (管理者と兼務・計画作成者と兼務)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う

四、看護職員 7名

看護職員は利用者の健康チェック及び処置を行う

五、生活相談員 (管理者と兼務) 2名

生活相談員は、利用者様の自立した生活の為の支援を行う。

六、機能訓練指導員 3名

機能訓練指導員は、理学療法士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者が、利用者様の生活をより良く過ごせるように、温存する機能を保つための機能訓練を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、16名とする（居室14室）

(介護の内容)

第7条 混合型特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする

- 一、入浴（2回／週）、排せつ、食事、着替え等の支援
- 二、日常生活上の支援
- 三、日常生活の中での機能訓練
- 四、相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 1 混合型特定施設入居者生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に混合型特定施設サービス計画（以下介護計画）を作成する

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う

(利用料等)

第9条 1 本事業所が提供する混合型特定入居者生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一、食材費及び調理費 73,500 円／月
(朝：580 円、昼：820 円、おやつ：220 円、夕：820 円、計 2,450 円/日)
 - 二、管理費相当額 90,000 円/月 (3,000 円／日)
 - 三、室 料 50,000 円～/月 (1667 円～／日)
 - 四、その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用
- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振り込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入退去に当たっての留意事項)

第10条 1 混合型特定施設入居者生活介護の対象者は、要支援・要介護者であって認知症の状況にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- 一、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- 二、自傷他害の恐れがないこと
- 三、常時医療機関において治療の必要がないこと

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある

3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持できるよう、退去に必要な援助を行うよう努める

(秘密保持)

第11条 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる

（苦情処置）

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要措置を講ずるものとする

（損害賠償）

第13条 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償を行う

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する

（衛生管理）

第14条 1 混合型特定施設入居者生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める

（緊急時における対応策）

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる

（非常災害対策）

第16条 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる

2 非常災害に備え、防火管理者の指示の元、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う

3 防火管理者は、一定規模以上の防火対象物について選任する必要がある。また、一定の資格も必要である。

4 避難訓練については、年2回とする。

（その他運営について重要事項）

第17条 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける

一、採用時研修 採用後1ヶ月以内

二、経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする

（身体拘束についての手続き）

第18条 1 緊急やむを得ない場合の対応は、3つの要素をすべて満たすことが必要となります。

一、切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

二、非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

三、一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 手続きの面でも慎重な取扱いが求められる。

一、緊急をやむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、担当スタッフ個人では行わず、施設全体として

の判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。施設内の身体拘束廃止委員会といった組織において、事前に手続き等を定め具体的な事例について関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。

二、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等ができる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。仮に事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

三、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。実際に身体拘束を一時的に解除した状態を観察するなどの対応をとる。

3 身体拘束に関する記録が義務付けられています。

一、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

二、具体的な記録は、別紙のような「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いるものとし、日々の心身の状況等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに、その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。この「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」は施設において保存し、行政担当部の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく。

付則

この規定は平成 22 年 4 月から実施します

この規定は平成 24 年 8 月 1 日に改正し、同日から施行する。

この規定は平成 26 年 4 月 1 日に改正し、同日から施行する。

この規定は平成 29 年 12 月 13 日に改正し、同日から施行する。

この規程は令和 4 年 12 月に改正し、同日から施行する。

この規程は令和 5 年 4 月に改正し、同日から施行する。

この規定は令和 7 年 6 月に改正し、同日から施行する。